

「みどりの基本条例」の見直し及び
「(仮称)みどりの基本計画・生物多様性地域戦略」の策定について

1 条例見直し・計画策定の方向性

(1) みどりの基本条例 (現行条例：R4.3 改正)

⇒広くご意見をいただき、検討したい

(2) (仮称)横須賀市みどりの基本計画・生物多様性地域戦略

(現行計画：H28.3 策定・R4.3 見直し)

○現行のみどりの基本計画の改定に加え、生物多様性基本法に基づく目標・施策を設定することで、生物多様性地域戦略を統合した新たな計画を策定する。

①「基本理念」「みどり・生物多様性の将来像」「目標」

⇒広くご意見をいただき、検討したい

②「基本方針」「推進施策」

⇒社会情勢の変化や法改正等を踏まえ、広くご意見をいただき、検討したい

2 計画策定・条例見直しのスケジュール

時期	部会	内容	
		計画	条例
R7. 1	第24回	新計画の方向性 (1章・3章の一部)	見直しの方向性
R7. 4~5	第25回	計画素案 (図表・デザインを除く)	条例素案
R7. 8~9	第26回	計画案(意見等の反映)	条例案
R7. 9~10		パブリックコメント	
R8. 1~2	第27回	パブコメ意見報告・最終案	
R8. 4		計画施行	条例施行

改正の
必要性を
判断

新計画の構成案

1章 はじめに —みどりの基本計画・生物多様性地域戦略とは— （別紙参照）

・みどりの基本計画・生物多様性地域戦略とは

法令・策定の趣旨・位置づけ・計画期間

・みどり・生物多様性とは

みどりとは・緑地の機能・生物多様性とは(3つの多様性/4つのサービス/4つの危機)

・みどり、生物多様性に関する近年の動向

関連法令・グリーンインフラ・ネイチャーポジティブ・ほか国内外の動き

2章 横須賀市のみどり・生物多様性の現状と課題 （次回以降審議予定）

・横須賀市の基本情報

立地・人口・産業と土地利用・地理的条件

・みどりや自然環境の現状と課題

都市公園・樹林地・河川・そのほかのインフラ・

生態系が保全されている地域(法令による各種地域/自然共生サイトほか)・

動植物相(現状の生物相/植生/希少種/外来種)

各項目の課題

3章 計画の目標と基本方針 （別紙参照・基本方針は次回以降審議予定）

基本理念・将来像・目標・基本方針

4章 推進施策 （別紙参照・詳細は次回以降審議予定）

施策の見方と各施策

5章 ゾーン別計画 （次回以降審議予定）

現行計画の情報更新が主、補助事業にて計画記載が必要なものがないか各課確認

6章 体制・進行管理 （次回以降審議予定）

行政、市民、NPO等の役割/PDCAサイクル/年次報告書について

資料編：用語解説/各種資料/諮問答申/緑の基本条例

■ 基本的事項

本計画の基本的な事項及び基本的用語を以下のとおり定義します。

● 「みどり」について

本計画で取り扱う「みどり」は「樹木・草花などの植物」「樹林地・草地・水辺地・岩石地・農地などに類する土地が、単独もしくは一体となって良好な自然環境や自然的景観を形成しているオープンスペース」「公園・広場・街路樹・民有地の庭」「生物の生息・生育・繁殖地」など幅広いものを対象とします。

このように、本計画の対象がこれまでの「緑」から連想される「植物」や「緑地」などよりも幅広いことを受け、「緑」ではなく「みどり」と呼称することとします。

● 「生物多様性」について

本計画で取り扱う「生物多様性」は「生物多様性基本法」及び「生物多様性に関する条約（Convention on Biological Diversity/CBD）（略称：生物多様性条約）」の定義と同義とします。

生物多様性基本法の定義 （第二条 定義）	様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること
生物多様性条約の定義 （第二条 用語）	すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかなを問わない）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む

※生物多様性については、「1章 本計画の概要」でも解説しています。

● 本計画で用いる基本用語

保全・守る：みどりや生態系を、現状を踏まえて適切な状態に保つこと。

創出：みどりを新たに生み出すこと、またその地域の生態系を人間の手で作りだすこと。

再生：損なわれたみどりや生態系を以前あった状態や望ましい状態にして機能を取り戻すこと。

活用・活かす：保全・創出したみどりや生態系を、人々の生活等のために役立てること。

増進・向上：みどりや生態系がもつ機能を増やしたり、効果をより大きくしたりすること。

育てる・育む：みどりや生物を将来にわたり良好な状態となるよう働きかけること（維持・管理を含む）。

樹林地：樹木がまとまって存在する区域。このうち、斜面上の樹林地を「斜面緑地」とする。

生物：動物、植物、菌類をはじめとした生命を持つもの

生態系：ある地域における土地とそこに生息・生育するすべての生物、またそれらを取り巻く環境やつながり（捕食や共生など）を包括したもの

ネットワーク：生物の生息・生育・繁殖環境の分断を防ぎ、生物多様性を確保するためのみどりのつながり（みどりのネットワーク）。また、人々がみどりとみどりの間を移動するための遊歩道などの移動手段とつながり（人の移動のネットワーク）

I. 本計画の概要

1. 計画の基本的な考え

(1) みどりの基本計画とは

「横須賀市みどりの基本計画」（以下、「みどりの基本計画」という）は、みどりの基本条例（平成 23 年 4 月施行）第 9 条及び都市緑地法第 4 条に基づき、市が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、平成 21 年に策定されて以降、複数回の改定を経て現行の計画に至ります。

本計画では、市内のみどりを対象に、それらを保全・創出するための「基本理念」や「みどりの将来像」などの目標を定め、それを実現していくための施策展開を示しています。これにより「みどりの保全」「緑化の推進」「都市公園の整備等」の施策を総合的に進めていくことができ、効果的、効率的に都市のみどりを保全・創出することができます。

(2) 生物多様性地域戦略とは

生物多様性地域戦略は、生物多様性基本法第 13 条に基づき地方公共団体が策定する、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画です。生物多様性の保全及び持続可能な利用を推進するために国が策定した国家戦略を基本にして、各地域の自然的社会的条件に応じた生物多様性に関わる課題に対して、よりきめ細かな取組を進めるための計画です。

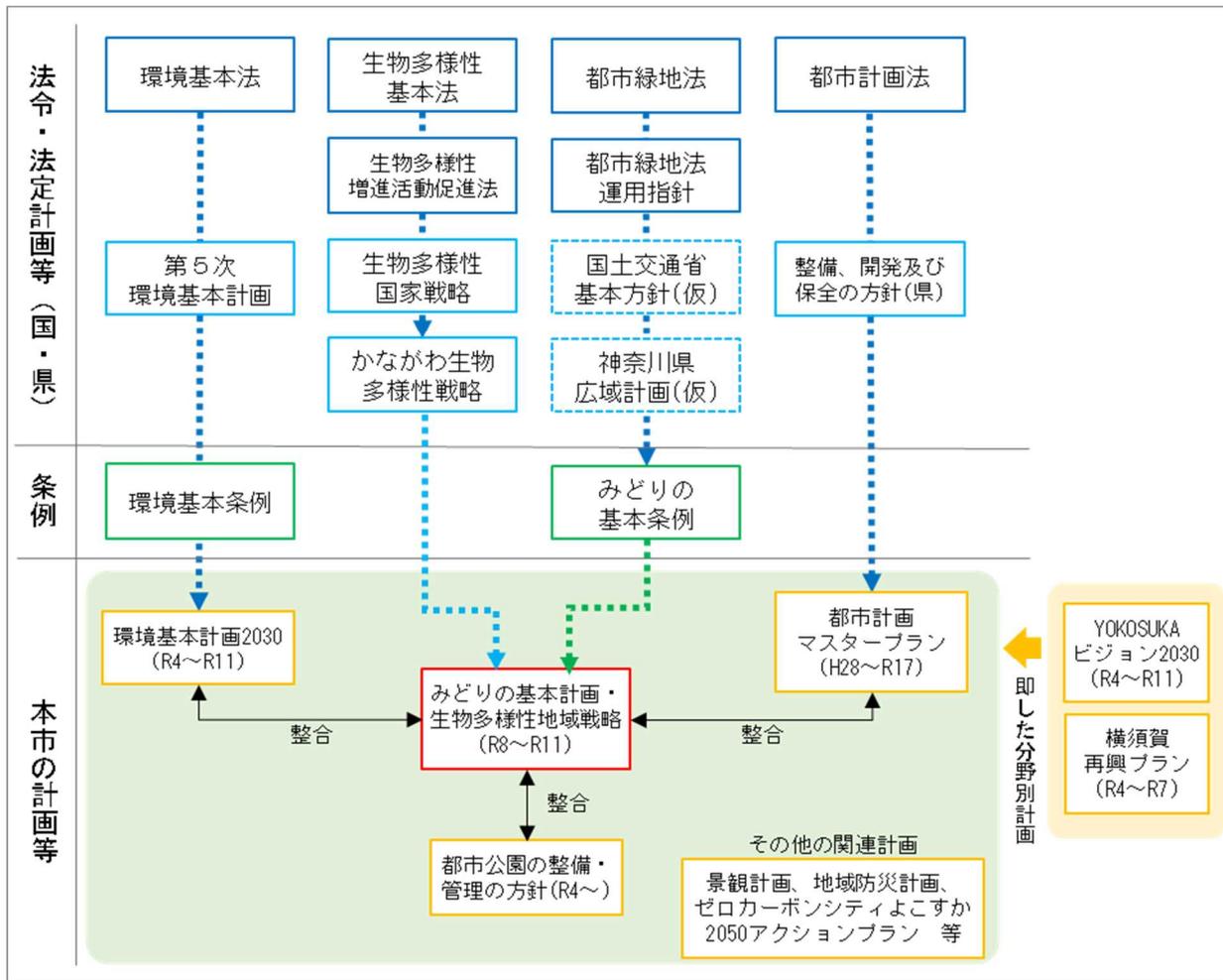
(3) 「みどりの基本計画」と「生物多様性地域戦略」の統合について

環境省が策定した「生物多様性地域戦略の手引き（改訂版）」（2014 年）では、生物多様性地域戦略の記載内容は他の計画と重複することもあるため、他の計画と融合、または一部として策定することが可能とされています。

横須賀市では、これまでのみどりの基本計画において、みどりの保全や緑化の推進とともに生物多様性の保全に関する取組を進めてきました。こうした取組をより一層推進するため、「みどりの基本計画」と「生物多様性地域戦略」を統合した計画を策定することとしました。

(4) 計画の位置づけ

本計画は「横須賀市みどりの基本計画」(平成8年度策定、平成27年度改定)の改定計画であるとともに、本市の「総合計画」に即した分野別計画であり、「横須賀市環境基本計画」や「横須賀市都市計画マスタープラン」と整合を図り、また神奈川県が策定した「かながわ生物多様性戦略」に即した計画です。



計画の位置づけ (参考)

(5) 目標年度

計画の目標年度は横須賀市総合計画の目標年度に合わせて令和 11 年度までの 4 年間とし、令和 12 年度に横須賀市総合計画の新規計画に即した新たな計画を策定する予定です。

計画の名称	年度	R4	5	6	7	8	9	10	11	12	
みどりの基本計画			前計画								
みどりの基本計画・ 生物多様性地域戦略						現行計画 (R8～R11)				次期計画	
総合計画 YOKOSUKAビジョン2030		現行計画 (R4～R11)								次期計画	

本計画の目標年度

(6) 対象区域

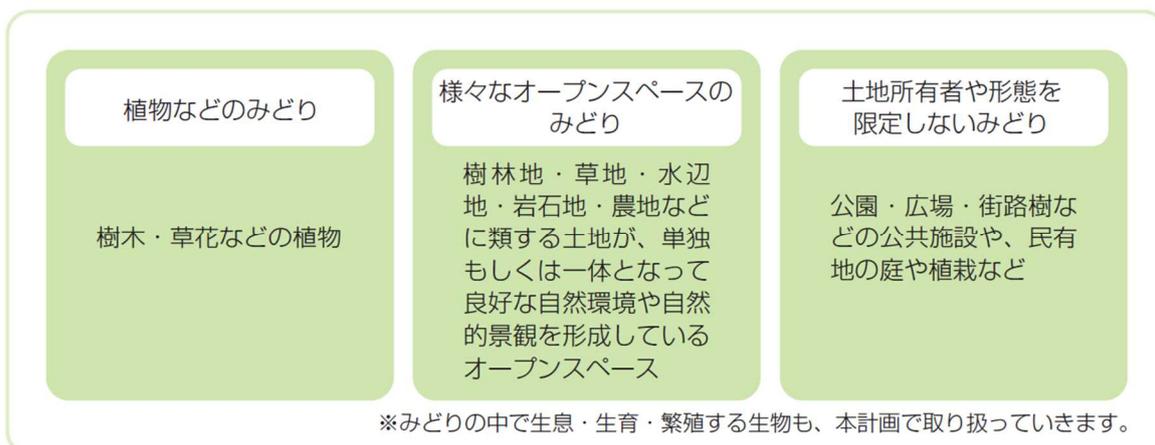
本市のみどりの保全や緑化の推進、生物多様性に関する取組等を効率的かつ計画的に進めるため、横須賀市全域を本計画の対象とします。

2. 「みどり」・「生物多様性」の基本的な考え

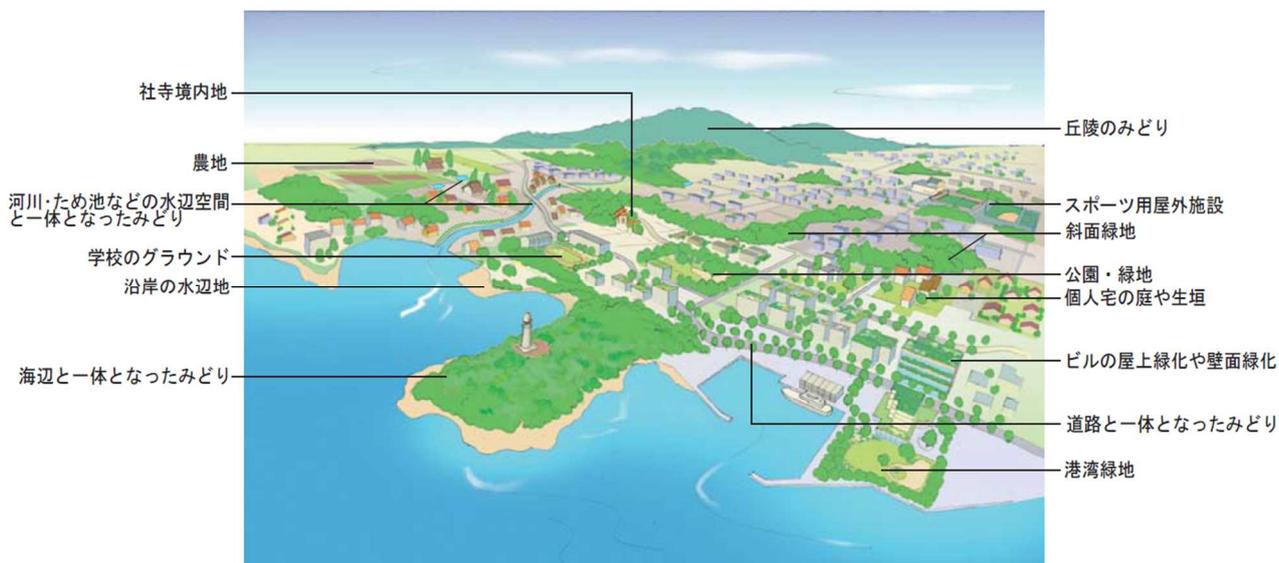
(1) みどりとは

本計画で対象とする「みどり」は、「植物」だけでなく「様々なオープンスペース」「土地所有者を限定しないみどり」など、幅広いものを対象とします。

これらの「みどり」を保全・創出し、より良い状態にしていくことで、生物多様性の確保にも寄与すると考えます。



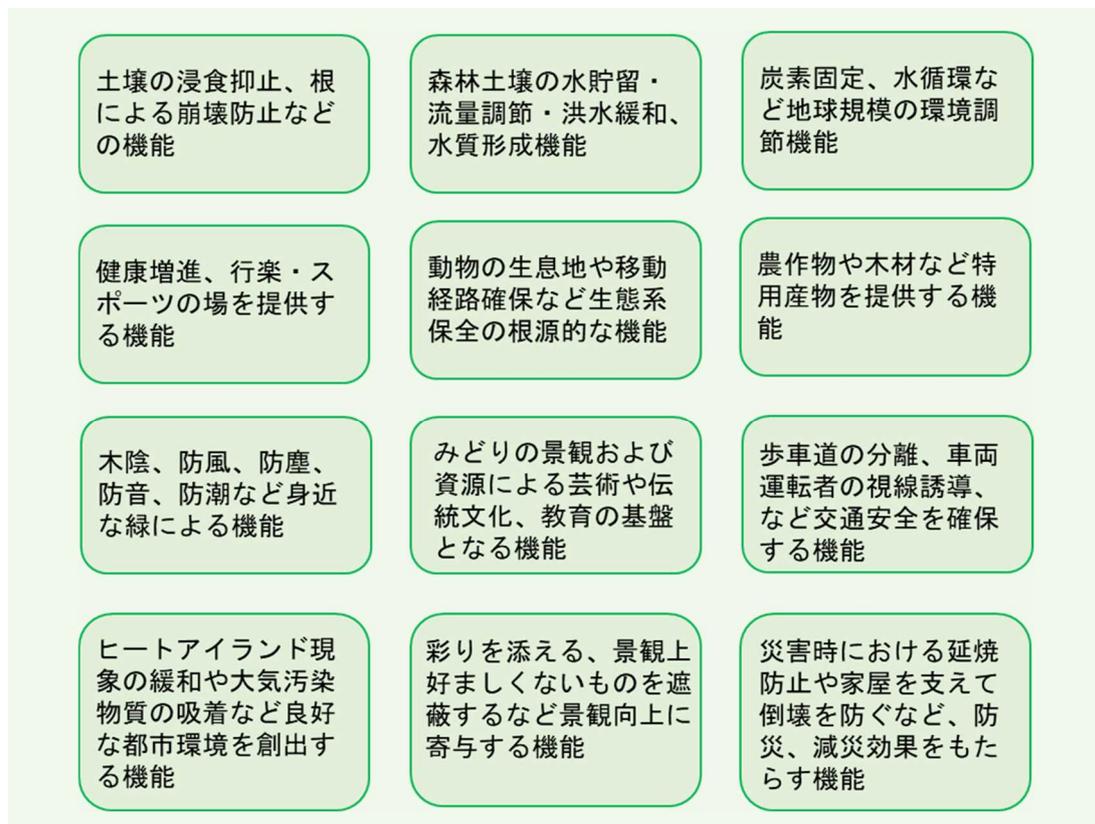
計画で対象とするみどり



計画で対象とするみどりの具体例

(2) みどりの役割

みどりには以下のような様々な機能があり、これらの機能がより効果的に発揮されていくことが求められます。



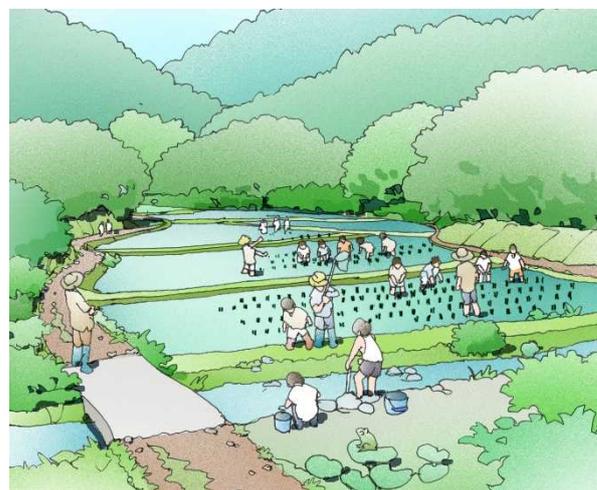
みどりが持つ様々な機能

緑地機能を表す写真や図

○グリーンインフラ

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めていくことをグリーンインフラストラクチャ（以下、グリーンインフラ）と言います。

グリーンインフラの特徴と意義として、施設や空間そのものが多様な機能を有することを示す「機能の多様性」、地域住民との協働や民間企業との連携により、多様な主体が維持管理等に関与することを示す「多様な主体の参画」、自然環境の変化などにより新たな機能が発揮することを示す「時間の経過とともにその機能を発揮する（「成長する」または「育てる」インフラ）」といった3つの点が挙げられます（グリーンインフラ推進戦略の概要（令和元年7月）/国土交通省より抜粋）。

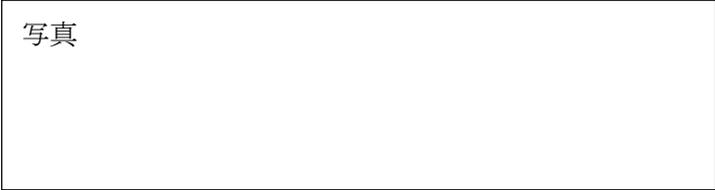
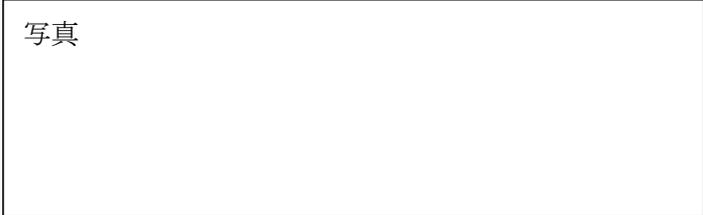


グリーンインフラの例(参考)

(3) 生物多様性とは

生物多様性条約では、生物多様性には「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」という3つのレベルの多様性があるとしています。生態系、種、遺伝子には、それぞれに様々な種類、差異が存在しており、またそれらは複雑に関わり合っています。生物多様性とは、こうした生きものの豊かな個性とつながりのことを指します。

3つのレベルの多様性の例

<p>【生態系の多様性】 森林や里山、河川、海といった多様な環境のまとまり（自然）が存在することを指します。</p>	<p>写真</p> 
<p>【種の多様性】 生態系を構成する種について、動植物から菌類、バクテリアに至るまで様々な生きものが育まれることを指します。</p>	<p>写真</p> 
<p>【遺伝子の多様性】 同じ種であっても地域ごとに見られる個体の形や模様、生態が異なるなど、遺伝子のレベルで多様な違いがあることを指します。</p>	<p>写真</p> 

(4) 生物多様性の役割

生物多様性は私たちの暮らしに様々な恵みをもたらしており、それらの恵みは「生態系サービス」と呼ばれています。生態系サービスは、「供給サービス」「調整サービス」「文化的サービス」「基盤サービス」の4つに分類されます。

基盤サービス

供給・調整・文化的サービスを支える基盤となるサービス。光合成による酸素の供給、土壌形成、栄養循環、水循環などがこれに当たる。

イラスト・写真

供給サービス

水、食料、木材、繊維、薬品など人間の生活に必要な資源を供給するサービス。生物の構造や機能を理解して技術開発に活かすバイオミメティクスも含まれる。また、現在利用されていない生物でも、今後有用な資源として発見、利用される可能性がある。

イラスト・写真

調整サービス

森林が気候の緩和や、土砂災害の抑止、水の浄化をするなど、環境を制御するサービス。また、生物多様性が高いことは、病気や害虫の発生等の不測の事態に対する安定性や回復性を高めることにつながると言える。

イラスト・写真

文化的サービス

精神的充足、美的な楽しみ、レクリエーションの機会などを与えるサービス。レクリエーションなどを通じて、健康増進や子どもたちの教育とも関わりを持つ。また、地域固有の生態系・生物相が、その地域固有の文化・景観の基盤ともなる。

イラスト・写真

(5) 生物多様性の危機

国際自然保護連合（IUCN）によると地球では現在、哺乳類の2割、鳥類の1割、両生類の3割が絶滅の危機にあるとされており、「6回目の大量絶滅」が起きているといわれています。地球ではこれまで5回の大量絶滅が起きており、その要因は火山の噴火や隕石の衝突などいわゆる「自然の力」によるものでしたが、6回目の大量絶滅は私たち人間の活動による影響が主な要因です。

生きものの絶滅等によって引き起こされる生物多様性の劣化や消失は、生物多様性国家戦略 2023-2030 で以下の「4つの危機」として整理されています。生物多様性が損なわれると、前述の生態系サービスも損なわれ、私たちの暮らしにも大きな影響が出ます。

第1の危機

開発など人間活動による危機

- ・ 森林伐採や農地転用、河川や海域における水面の埋立てによる生態系の破壊
- ・ 動植物の乱獲や盗掘による種・個体数の減少・絶滅

イラスト・写真

第2の危機

自然に対する働きかけの縮小による危機

- ・ 里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下
- ・ 林業生産活動の低迷による森林の荒廃
- ・ シカやイノシシ等偏った種の増加による、生態系への影響

イラスト・写真

第3の危機

人間により持ち込まれたものによる危機

- ・ 外来種による在来種の捕食、在来種との生息場所等の競合、交雑による遺伝的なかく乱
- ・ 動植物への毒性をもつ化学物質による生態系への影響

イラスト・写真

第4の危機

地球環境の変化による危機

地球温暖化進行による高山帯の縮小や海面温度上昇とそれに伴う動植物の絶滅のリスクの増加。

イラスト・写真

3. 近年のみどりと生物多様性に関する動向

(1) みどりをめぐる動向

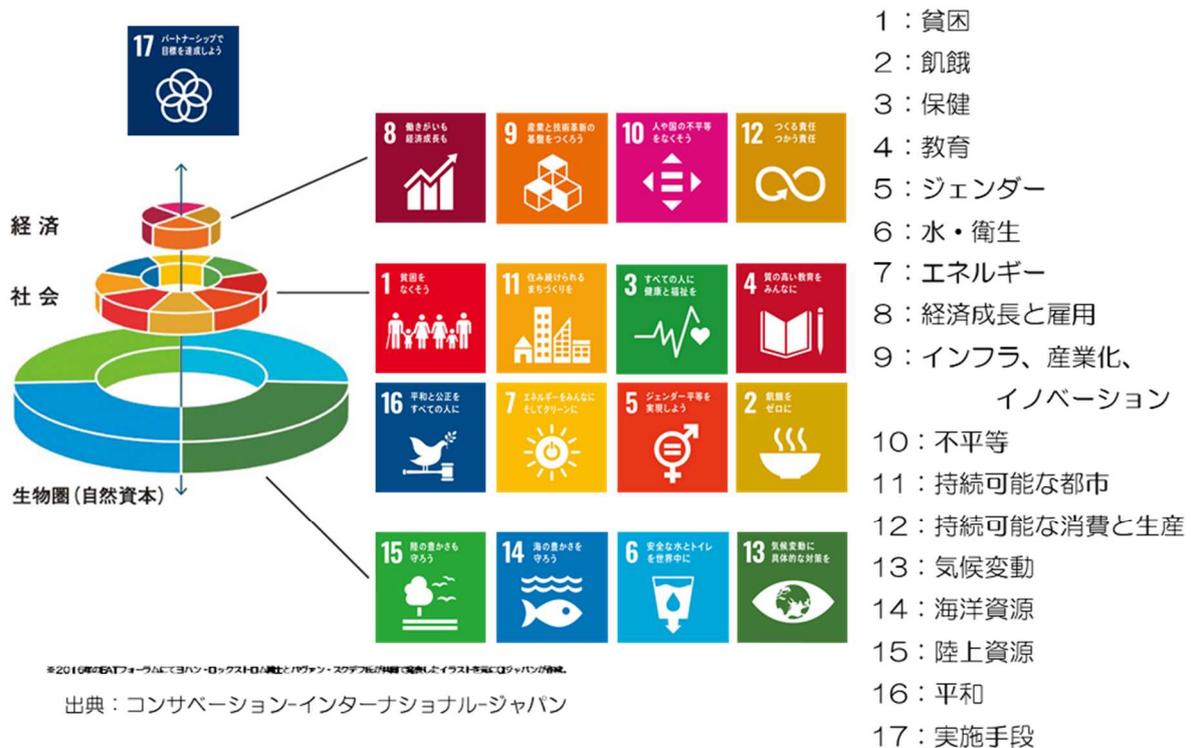
1974年に自然環境保全法の附則を踏まえた都市緑地法（当時は都市緑地保全法）が制定されて以降、日本では環境問題への考え方や社会情勢の変化による改正がなされながらも、都市における緑地の保全や緑化の推進等、良好な都市環境の確保が図られてきました。

前計画が策定された2016（平成28）年以降も、都市緑地法が2回にわたって改正されました。平成29年の改正では都市公園の再生・活性化や都市農地の保全・活用の関わる新たな制度が創設されました。その後、令和6年には緑地が持つ多様な機能を向上させて活かすことで、社会問題解決や快適環境形成を目標とした「緑地の機能維持増進」を図る改正がなされました。

また、近年も地球温暖化やヒートアイランド現象は緩和されることなく悪化し続け、日本では人口減少や少子化が拡大していることから、様々な課題が生じています。こうした課題を含めた様々な国際社会問題解決のため、2015（平成27）年に国連サミットで持続可能な開発目標「SDGs」が採択されました。本計画でも2022年（令和4年）の中間見直し以降、気候変動や陸上資源、持続可能な都市等の目標を各施策に設定しています。

〈参考〉SDGs（持続可能な開発目標）

平成13年（2001年）に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された令和12年（2030年）を期限とする国際社会全体の開発目標です。MDGsにおける未達成の課題の解決や、社会情勢の変化への対応、途上国だけでなく先進国を含む全ての国が行動し「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」を実現するため、17のゴール（目標）・169のターゲット（取組）から構成されています。



（２）生物多様性をめぐる動向

生物多様性は、1992（平成4）年に開催された地球サミットにて、「生物多様性の保全」「生物の多様性の持続可能な利用」「遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ公平な配分」の3つの目的を定めた生物多様性条約が採択されたことから、その言葉が強く認識されました。日本では、生物多様性の保全と持続可能な利用により、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的に、2008（平成20）年に生物多様性基本法が制定されました。

2010（平成22）年には、愛知県で生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が開催され、2020（令和2）年までに生物多様性の損失を止めるために愛知目標として20の個別目標が決まりました。しかし、その後も生物多様性は失われ続け、生物多様性条約事務局は、愛知目標の期限である2020（令和2）年に、20の個別目標のうち完全に達成できたものはないと評価しました。

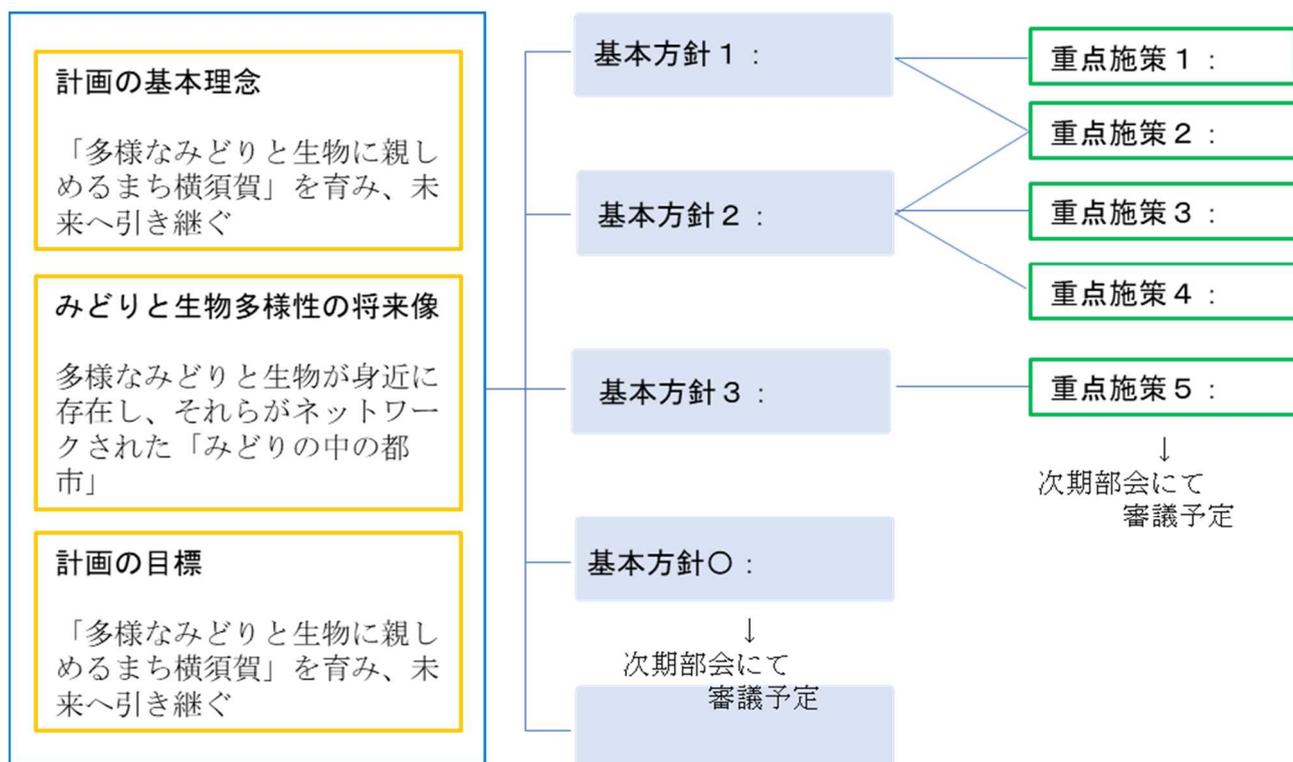
こうした状況を踏まえ、2022（令和4）年生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において、「昆明-モントリオール生物多様性枠組」が採択され、この枠組で2030（令和12）年までに「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとること。」という「ネイチャーポジティブ」が掲げられました。同枠組みでは、この目標を達成するため、2030年までに陸域、内陸水域、沿岸域及び海域の面積のうち、少なくとも30%を効果的に保全する「30by30」目標も設定され、自然環境保全の機運が急速に高まっています。また、近年では、自然の機能を活用して様々な社会問題に対応していくNbS(Nature based Solutions)という考え方が注目され、自然環境の保全と活用の機運がより高まる一因となっています。

日本でも環境省が2023（令和5）年にこれまでの生物多様性国家戦略を改定した「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定し、30by30目標の達成やネイチャーポジティブの実現に向けた基本戦略を策定しています。また、同年に法的な保護区域ではないものの、生物多様性が効果的に保全されている地域「OECM」の設定に向けた検討を契機に、自然共生サイトの運用を開始し、2024（令和6）年には自然共生サイトの取組を法制化した「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（生物多様性増進活動促進法）」が成立しました。

Ⅲ. 目標と基本方針

■計画の目標から基本方針まで

計画の基本理念及びみどりの将来像と、その実現に向けた目標を設定し、その目標を実現するための基本方針を定めました。



計画の目標から施策までの体系(イメージ)

1. 計画の基本理念

「多様なみどりと生物に親しめるまち横須賀」を育み、 未来へ引き継ぐ

横須賀市には、半島特有の海とみどりによる自然や歴史的・文化的資産などの地域資源があります。本市は、これらの地域資源を活用し、「国際海の手文化都市」を街づくりの目標としています。これは、自然環境を育みながら、人々が様々な交流を広げ、豊かでゆとりある安心した生活を実現し、海から世界へ、そして未来へと開いていく、国際性豊かな感性あふれる文化都市をめざすものです。

横須賀市では近代から現代にかけての急激な都市化と生活様式の変化によって、みどりは減少し、自然環境は荒廃が進みました。また、このことに加え、地球温暖化の進行や外来種の移入によって、本来その地域に生息・生育する生物たちの消失・減少も進行しており、生態系にも影響が出ています。

みどりや生物多様性の損失によって、われわれの暮らしに影響を及ぼさないためにも、「人と自然は共に生きる (=共生)」ことを再認識し、人を含む多様な生物が生息・生育・繁殖していくことができる快適で豊かなまちづくりが求められています。

そうしたまちづくりの実現には、市民みんなの力を合わせることも重要です。みんなで、みどりや生きものを守り、育み、活かす (=親しむ) ことができるような場や、機会を増やしていくことは、みどりや生態系の価値を高めることでもあり、その結果として、都市の価値を高め、市民満足度を向上させることでもありと考えられます。

横須賀市の持続的な発展と、市民の豊かな暮らしの継続のために、「みどりと生きものに親しめるまち横須賀」を育み、未来の世代に引き継いでいくことをめざします。

2. 計画の将来像

多様なみどりと生物が身近に存在し、 それらがネットワークされた「みどりの中の都市」

本市には、丘陵、斜面緑地、里山的環境、農地、ため池、河川、海辺（自然海岸）、街なかの公園、市街地のみどり（街路樹、各家庭のみどり）など、「多様なみどり」が存在し、そのみどりの中には「多様な生物」が生息・生育・繁殖しています。これらのみどりや生物が人々の生活の場に身近に存在することで、人々は自然のめぐみを受ける機会が増えるとともに、いきいきと心豊かな生活を送ることが可能となります。

また、これらの多様なみどりや生物は、単独で存在するのではなく、それぞれを繋ぎネットワークさせることで、豊かな自然環境や生態系を育むとともに、三浦半島らしい美しい都市景観の創出や都市環境の向上に寄与します。

こうしたことから、都市の中にみどりを配置するのではなく、「豊かなみどりや生きものの中に都市が存在している」姿を将来像とし、その実現をめざします。

将来像のイメージ

(図表など)

- 自然海岸 : 自然的な美しい景観を形成し、海岸植物や水生生物の住処となっている
- 農地 : 農業振興地域内農用地区域が広がり、良好な自然環境と景観が形成されている
- 里山・樹林地 : まとまりのあるみどりと貴重な生物が保全され、生物多様性や地球環境を支えているとともに、適切に管理されていることで、人々の健康増進に寄与している
- 住宅地のみどり : 身近なみどりや生物が多く生まれ、またみどりが安全に管理されていることで、人々の生活に潤いをもたらしている
- 都市のみどり : スポット的なみどりが、景観を向上させるとともに、ヒートアイランド現象が緩和や、生物の移動経路の役割として機能している。
- 公園(緑の拠点) : オープンスペースが生物の住処の拠点として、また人々の交流の場の拠点として機能し、市内外から多くの人々が訪れ、レクリエーションを楽しみ、健康増進を図るなど、積極的に活用されている



みどりと生物多様性の将来像 (イメージ図; 現行計画中間見直しより引用)

現行計画からの主な変更予定点

- ・ 生物多様性の観点から重要度、活用度の高い地域をプロット予定
(例: 自然共生サイト、生物多様性ホットスポットなど)
- ・ 拠点のみどり (都市公園等) について、利用状況や整備状況を踏まえた記載に変更予定

3. 目標

みんなの力で「みどりの量を維持・向上」させるとともに、 みどりと生物多様性の質を高めます

みどりの将来像の実現に向け、本市がめざしていくべき「みどりと生物多様性」における目標を上記のとおりとします。多面的な機能を有し、生物の生息・生育・繁殖の基盤ともなるみどりの量を維持・向上させるとともに、みどりの持つ機能や生態系サービスなどを、より効果的に発揮できるように質を高めることにより、みどりや生態系の価値が高まり、その結果として、本市の都市イメージを向上させ、市外からの観光や集客、定住人口の増加など、都市の価値を高めることにも寄与すると考えます。

(1) 多様なみどりの量の維持・向上のための目標

- ◇目にみえるみどりの維持・向上を目指します（緑被率；約〇〇% (R7 調査予定) の維持・向上)
- ◇都市公園（約 609ha (R5 時点)）を維持するとともに、適切な配置を目指します。
- ◇近郊緑地保全区域（2 地区：約 1,012ha (R5 時点)）及び風致地区（5 地区：約 1,355.7ha (R5 時点)）を維持し、みどり豊かなまちづくりを目指します
- ◇自然共生サイトの目標面積を〇〇ha (次回以降決定)とし、生物多様性の保全エリアを増やします。

みどりの量を表す数値には様々な捉え方があります。

そこで「誰にもわかりやすく、みどりの量を維持・向上させ、地球環境問題などの直面する課題に対応する」という視点から、「樹木や草地など植物で被われた土地（樹林地、草地、田畑など）の面積」を「緑被率」として本市におけるみどりの全体量を表す指標としました。

本市の緑被率は〇〇% (R07 年度調査) ですが、市民生活に必要な都市施設の整備や、市民の生命・財産を守るための急傾斜地崩壊危険区域における防災工事の施工などにより、今後減少する可能性があります。そのため、当面は、市民・事業者・行政等が協力しながら、みどりを守り、つくることで、減少するみどりの量を抑え、維持・向上していくことが求められます。

豊かな市民生活に欠かせない都市公園は、既存の公園を適切に維持していくことを目標とします。さらに、後述する都市公園の質についても高めることにより、市民の暮らしに潤いと安らぎの空間や運動、余暇活動の場などを提供し、市民のいきいきとした生活や、交流人口や定住人口の増加へ貢献します。

また、近郊緑地保全区域などの一定の制限が掛かる地域制緑地を適切に保全し、維持することにより、本市の地形的特徴である骨格となる丘陵のみどりなどを守りながら活かし、みどり豊かなまちづくりをめざします。

生物多様性保全のためには、まず生物の生息・生育・繁殖の場を保全することが重要です。生物多様性国家戦略の目標である 30by30 の達成に向けてのためにも、横須賀市の良好で希少な自然環境を保全することが求められます。そこで、新たな目標として、市が進めている自然共生サイトの面積を〇〇ha まで向上させ、横須賀の希少な生物や典型的な自然環境の保全を図ります。

(2) みどりと生態系の質を高めるための目標

- ◇みどりが人々の安全で快適な暮らしに寄与するように、みどりの機能を向上させます
- ◇市民のニーズに合った都市公園の整備、管理と、民官連携による積極的な活用を推進します
- ◇多様な生物が生息・生育・繁殖できる場の保全・再生を目指します
- ◇特定外来生物等の排除と希少種等の保全を進め、生物多様性を向上させます
- ◇ネイチャーポジティブ実現のため民官連携による自然環境の保全と活用を推進します
- ◇みどりや生物多様性の資源の持続可能な活用を推進し、未来へ引き継ぎます

みどりや生物多様性の質とは、みどりの持つ機能や生態系サービスを発揮させることで得られる効果のことで、単に数値だけで計ることができません。みどりや生態系をより良くしていくための個別目標の実現や様々な取組(=施策の展開)により、その機能や役割を発揮させ、より良い状態が保たれていくことで「質の向上」が図られます。

樹林地をはじめとしたみどりは、近年の気候変動による集中豪雨などの極端気象等に対応するため、防災性や安全性を重視していく必要があります。さらに、子どもから高齢者等の誰もが親しめるみどりとしていくためには、そのみどりの安全性の確保も大切です。みどりの機能維持増進を図り、良質なみどりを確保することで「安全で住み続けたいまち」として、本市の持続的発展には欠かせない「価値のあるみどり」となると考えられます。

生物多様性は、われわれに様々な恩恵を与えてくれることから、良好な状態に保つことが必要です。しかし、近代化に伴う都市化と生活様式の変化に伴い、良好な自然環境の荒廃や、特定外来生物等の移入により、一部の在来種が減少するなど、生物多様性が失われつつあります。特に、特定外来生物の中には、すでに本市に定着し、生態系の破壊、農作物被害や生活被害など、様々な悪影響を与えています種もいます。そこで今後は、特定外来生物を排除していくための施策を展開していくと同時に、希少種をはじめとした本市の在来種の保全を進めることで、健全な生態系を保全・再生していくことが求められます。また、荒廃した場を自然豊かなみどりとするために、市民、行政だけでなく、民間団体とも協力・連携して、より効果的に取り組んでいきます。それにより、人々が身近に自然環境とふれあい、いきいきとした豊かな暮らしに大きく貢献することができます。

都市公園等は、比較的にみどりの少ない街なかでも多くの市民にみどりに親しむ場を提供する重要な施設です。市民のニーズに応えるために、都市公園の整備や管理を行うとともに、パークマネジメントの視点を取り入れた活用も促進します。これらを通して、地域の活性化や地域コミュニティの促進など市民に有益な公園であるとともに、安全・安心な公園の管理・運営に引き続き取り組んでいきます。これらの目標を達成するために、行政だけでなく、民間企業等とも連携を図ります。本市ではこれまで、全国に先駆けて公園のPFI事業を進めたことや、プロスポーツチームとの連携、Park-PFIの実施等の官民連携事業にも取り組んでおり、公園行政において先進的な自治体であると認識しています。

保全・創出されたみどりや生態系は活用することによって初めて本市の都市イメージを向上させ、都市の価値を高めることに繋がると考えます。そのため、こうした場を積極的かつ持続可能な活用を進めていきます。また、環境教育や普及啓発の場として利用していくことで、みどりや生物多様性の大切さを未来に引き継いでいきます。

新計画の施策について

1 現行計画からの変更予定点

(1) 生物多様性地域戦略の目標に即した施策の策定

⇒現行施策の生物多様性に関連した施策を、生物多様性地域戦略の目標や方針に即した目標に変更するとともに、体系を再編する。

(2) 施策の重点化・集約化

○施策の集約化・重点化を図ることで、新規計画における新たな施策や力を入れる取組みを明確化する。現行施策を基に、統合・整理を進め、以下の2種類の施策に分ける

①重点施策(仮称)

⇒新計画において、将来像・目標の達成に向けて重点的に取り組む施策。
基本的に毎年年次報告を行う。

②その他の取組み

⇒推進施策ではないが、本市の緑化推進等のため、継続して取り組む施策。
特筆すべき事項があるときのみ年次報告を行う。

2 現行施策の評価と予定

(1) 評価方法

- A：数値目標 80%以上の達成度。または目標とする取組みを十分達成した。
- B：数値目標 50%以上 80%未満の達成度。または目標とする取組みを半分以上達成した。
- C：数値目標 50%未満の達成度。または目標とする取組みの半分未満の達成度である。
- ：評価できない施策。

(2) 今後の予定

- 継続：変更しない、または軽微な変更で、これまで通り継続して取り組む。
- 変更：目標または取組み内容を大きく変更する。
- 再編：目標または取組みの内容を変更したうえで、新計画の体系に合わせて整理する。
- 完了：現行計画にて完了したため、施策として取組みを行わない。

なお、体系の変更及び施策の集約化により施策同士を統合することがある。

推進施策の評価と今後の方針

大柱	中柱	施策No.	推進施策	評価ランク	評価	今後の方針	備考
新たな視点で取り組む推進政策							
		1	気候変動等に適応する樹林地の保全	A	樹林地管理モデル事業や樹林地機能維持増進事業を実施したこと、危険木伐採の支援事業を実施したことにより、市内の樹林地保全を進めていることから目標を達成している。	変更	樹林地の機能維持増進事業を重点的に実施する
		2	生物多様性の確保に向けた取組	A	里山的環境の保全・活用に民間団体と連携して取り組んだこと、生物多様性地域戦略と一体化した計画の策定作業を実施していること、このほか生物多様性の保全・活用の取り組みを継続して実施していることから、目標を達成している。	再編	生物多様性地域戦略の基本指針等に基づいた施策の再編をする
		3	生産緑地の保全に向けた取組	A	生産緑地の保全や特定生産緑地への移行促進を実施しており、目標を達成している。	継続	
		4	新たな制度等の取組	B	具体的な取り組みの実施には至っていないものの、グリーンインフラや市民緑地、流域治水に関する情報収集を行い、導入可能な取組を検討しており、目的を一部達成している。	再編	グリーンインフラ等の推進を図るための施策の再編を検討する
I みどりを保全・育成し、活用するための推進施策							
(1)まとまりのあるみどりを守る							
		5	近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区の土地利用制限等による保全の継続	A	数値目標である指定地区面積を維持し、土地の買い取り及び樹林地の機能維持増進事業を適切に実施したことから、目標を達成している。	継続	
		6	「湘南国際村めぐりの森」及び「里山的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」に関する緑地の保全・再生等	A	湘南国際村めぐりの森・大楠山緑地・子安緑地について関係団体との協議、連携を図っており、目標を達成している。	継続	
		7	(仮称)三浦半島国営公園の誘致の推進	B	長期的な目標である誘致の現実には至っていないが、県等と連携して国営公園の誘致活動を継続して行っており、概ね目標を達成している。	継続	
		8	自然保護奨励金制度による支援の継続	A	県と連携して適切に奨励金の交付申請等を実施することで民有地のみどり保全に寄与しており、目標を達成している。	継続	
(2)様々な法令に基づき、みどりを守る							
		9	保安林制度の適切な運用による保全の継続	A	数値目標である保安林面積維持するだけでなく、必要に応じて県と連携して保安林の指定や保全に努めており、目標を達成している。	継続	
		10	風致地区制度の運用による良好な風致の維持と保全の推進	A	数値目標である風致地区面積を維持しており、適宜巡回していること、土地利用行為の審査を適切に実施していることから、目標を達成している。	継続	
		11	土地利用調整関連条例(市)の適切な運用	A	開発行為に対して適切に緑化や緑地保全の指導を行っているため、目標を達成している。	継続	
		12	保存樹木指定の検討	-	希少な植生や樹木については、既存の法令や制度によって保全措置が取られていることから、新たな制度の必要性が見込まれないと結論付けられたため、評価できない。	変更	既存の法令・制度の活用した樹木の保全を進める
(3)生物多様性の確保に貢献するみどりを守る							
		13	自然林保全制度の運用<みどりの基本条例関連>	A	数値目標である保全契約を継続し、奨励金の交付事務を適切に行うことで自然林の保全に努めていることから、目標を達成している。	継続	
		14	「公共施設における自然植生の保全に向けた考え方」の適切な運用	A	「公共施設における自然植生の保全に向けた考え方」を適切に運用し、都市公園等における自然植生の保全に努めており、目標を達成している。	継続	
		15	指定文化財(天然記念物)の保全の継続	A	数値目標を維持して適切に文化財の保全を図っており、目標を達成している。	継続	
		16	水辺環境の保全と再生の推進	B	サポート体制の検討は未着手であるが、水辺環境の個所数を維持し、適切な維持管理や環境教育等を実施していることから、概ね目標を達成している。	継続	
		17	外来生物対策の推進	B	特定外来生物等の根絶や明らかな減少には至っていないが、防除の実施や外来種に関連した普及啓発を実施しており、概ね目標を達成している。	継続	

推進施策の評価と今後の方針

大柱	中柱	施策No.	推進施策	評価ランク	評価	今後の方針	備考
(4) みどりの安全性を高める							
	18		公共施設における倒木危険度調査手法の検討と実施	A	公共施設における危険木調査票を作成・周知して完了したため、目標を達成している。	完了	
(5) 市街地のみどりを守る							
	19		市街化区域内樹林地保全支援制度の運用<みどりの基本条例関連>	A	現況確認を適宜行いながら奨励金の交付を行い、数値目標を維持したことから、目標を達成している。	継続	
	20		みどりの寄附制度の適切な運用<みどりの基本条例関連>	A	要綱に基づき、寄附の受け入れを行い、みどりの保全に努めていることから、目標を達成している。	継続	
	21		景観重要樹木の指定と育成管理に向けた検討	A	適切な手法による指定と周知を実施しており、目標を達成している。	継続	
	22		谷戸地域のみどりの再生に向けた検討	-	谷戸地域のみどりの再生をモデル的に実施するため、復元助成について周知を行ったが、利用者がなかったため、評価できない。	変更	谷戸地域の樹林地の機能維持増進と農地の保全を推進することで、谷戸地域のみどりの保全を図る。
(6) 農地のみどりを守る							
	23		農業振興地域整備計画に基づく農業振興の継続	A	数値目標の9割以上を維持しており、目標を達成している。	継続	
II みどりを創出・育成し、活用するための推進施策							
(1) 身近にふれあえるみどりの充実							
	24		横須賀エコツアーの推進	A	エコツアーのサポート団体が解散するまで支援を継続したため、目標を達成した。	完了	引き続き、現行施策No.46の取り組みとして、関係団体への支援を行う
	25		市民の豊かな暮らしに活かすための公園づくり	A	町内会との協議により、公園にルールを設定したり、地域ニーズを踏まえた街区公園の機能再編に向けた利用状況調査を実施しており、目標を達成している。	継続	公園の機能再編事業を進める
	26		集客や魅力あるまちづくりに資する公園の整備・管理	A	プロスポーツチームとの連携やグラウンド整備、イベントの実施によって公園の集客向上や地域の活性化を図っており、目標を達成している。	継続	
	27		自然とふれあえる公園や生物多様に配慮した公園の整備・管理	A	長坂緑地・野比かがみ田緑地の整備や自然を活用したイベント・環境教育を実施しており、自然を活かした公園の活用をしていることから、目標を達成している。	継続	
	28		安心・安全と防災力のある公園づくり	A	公園内の施設のバリアフリー化や、老朽化した遊具の更新を適宜実施しており、目標を達成している。	継続	
	29		効率的かつ効果的な公園の整備・活用の推進	A	長い海の手公園にて民間連携を活用した公園のリニューアルを実施した。また、ほかの公園でも民間連携の活用を見据えた調査・検討を実施しており、目標を達成している。	継続	
(2) 公共施設のみどりをつくる							
	30		【港湾】港湾緑地などの維持・整備の推進	B	数値目標の新規整備は未実施であるが、既存の港湾緑地の維持管理を適切に行っており、概ね目標を達成している。	継続	
	31		【道路】道路のみどりの維持と緑化の推進	B	街路樹の本数が減少傾向にあるものの、数値目標である既存街路樹の90%以上の本数を維持しており、目標を達成している。	変更	街路樹ガイドラインに沿った安全性を最優先にした施策に変更する。また、グリーンインフラに係る取組について検討する
	32		【河川】河川環境の整備の推進	A	河川流域環境の維持管理を適切に行っており、目標を達成している。	継続	
	33		公共施設の緑化及びみどりの育成に配慮した維持管理ガイドラインの適切な運用	A	当ガイドラインの適切な運用によって、緑化及びみどりの保全が図られており、概ね目標を達成している。	継続	

推進施策の評価と今後の方針

大柱	中柱	施策No.	推進施策	評価ランク	評価	今後の方針	備考
(3) 民有地のみどりをつくる							
		34	民有地緑化支援制度の適切な運用<<みどりの基本条例関連>>	C	当制度に基づき補助金を交付することで民有地の緑化推進を行っていたが、計画期間中に制度が休止したため、目標を達成できていない。	継続	制度の再開を検討するとともに、民有地の緑化について、新たな手法を模索する
		35	記念植樹の促進に向けた検討	-	記念植樹の要望について庁内で調査した結果、必要性が見込まれなかったため、評価できない。	変更	目標や取組みを見直す
(4) 様々な法令や制度に基づき、みどりをつくる							
		36	「緑化重点地区」の方針に基づく緑化推進	A	市民団体への緑化の支援及び公共施設の緑化を実施し、緑化重点地区の緑化を推進しており、目標を達成している。	継続	
		37	緑地協定制度の継続<<みどりの基本条例関連>>	A	計画期間中に新規緑地締結の締結により数値目標が向上しており、良好なみどりを確保していることから、目標を達成している。	継続	
III みんなでみどりを保全・創出するための推進施策							
(1) みどりを次世代に引き継いでいく							
		38	継承の森における活動の推進	A	定期的にイベントを開催し、みどりや自然を守る活動や意識の醸成を図っており、目標を達成している。	継続	
		39	みどりの基金の充実に向けた新たな財源確保手法の検討・実施	A	みどりの基金の適切な活用と運用を実施しており、目標を達成している。	継続	
		40	みどりに対する技術や知識を有する人材の活用と育成の推進	A	市職員の技術向上のための研修の実施や、専門的な知識や技術を有する人材の活用を行っており、目標を達成している。	継続	
		41	自然に関する環境教育・環境学習の実施	A	環境教育指導者の派遣等により、自然に関する環境教育を定期的に実施しており、目標を達成している。	継続	
		42	みどりを守り・つくり・育てるための啓発と活かすための情報発信の推進	A	みどりに関する各種情報をパンフレットの配布や展示により周知する活動を行っており、目標を達成している。	継続	
(2) 様々な主体との連携							
		43	県及び近隣自治体との広域的な連携の推進	A	会議の参加等により各市町と連携してみどりの保全・活用の検討や情報共有を行っており、目標を達成している。	継続	
		44	産・学・官の連携によるプログラムの検討	A	環境団体や市民、近隣の学校と連携したイベント等を実施しており、目標を達成している。	継続	
(3) みんなのみどりをみんなで守り、つくり、再生し、育てながら活かす							
		45	市民による花いっぱい運動の実施	A	花いっぱい活動を継続して実施しており、緑化を推進していることから、目標を達成している。	継続	
		46	自然環境活動団体の交流の促進と活動に関する情報発信の推進	A	自然環境活動団体と交流・連携によりみどりの保全や普及啓発を実施していることから、目標を達成している。	継続	

第 II 章

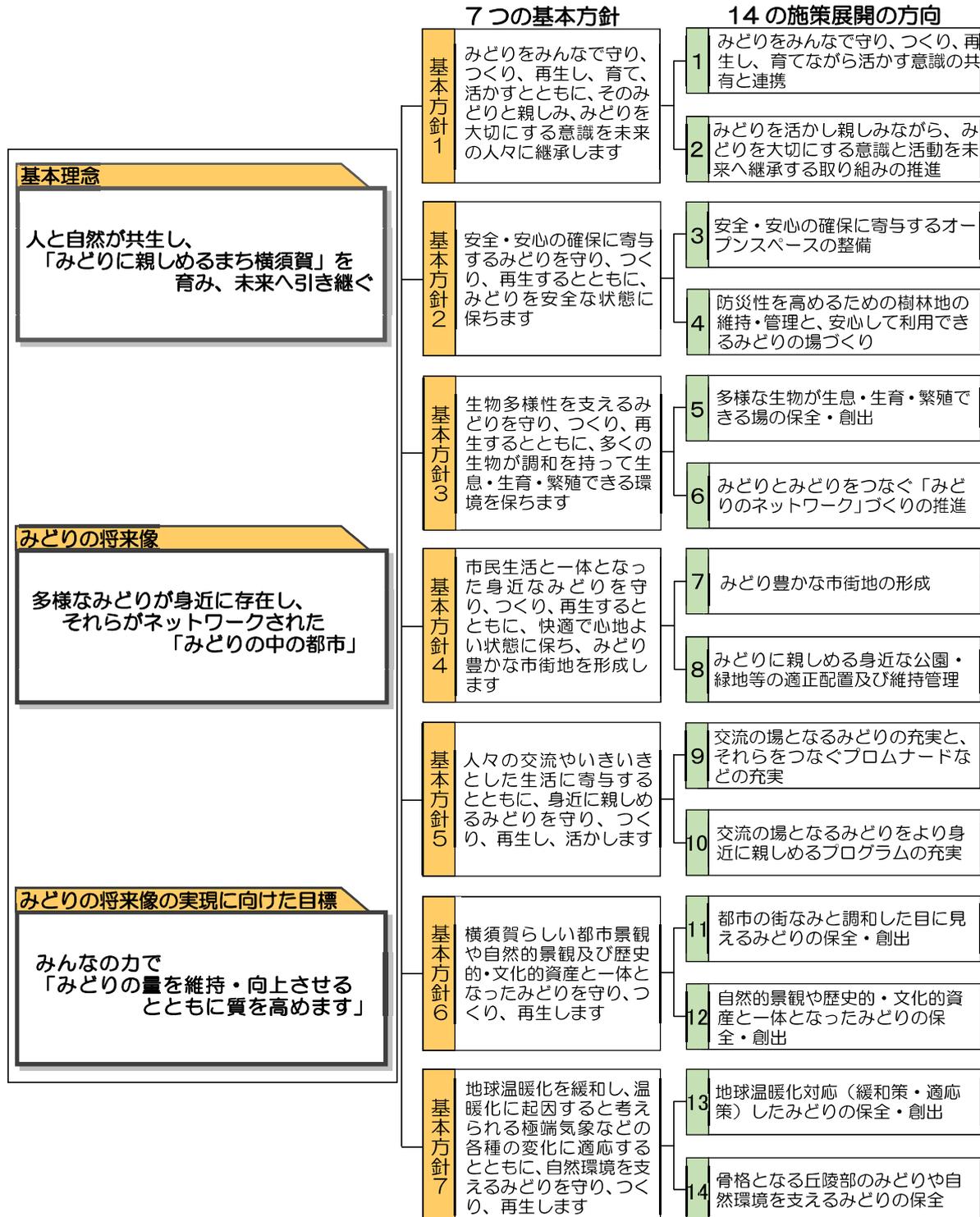
計画の目標と方針

1 基本理念から施策展開の方向まで

変更なし

《現行計画書 P.61 第四章1:現行計画書から変更なし(参考記載)》

現行計画では、大きな目標「基本理念・みどりの将来像・将来像の実現に向けた目標」と、それらを達成するための「7つの基本方針」に基づく「14の施策展開の方向」を定めました。計画期間の後半も、引き続き、この基本方針等に基づき、目標の実現を図ります。



みどりの基本計画における目標と基本方針から施策展開の方向までの体系図

2 みどりの将来像

一部更新

《現行計画書 P.45 第Ⅲ章1:「みどりの将来像」を、下段の表のとおり時点更新》

現行計画に示した「みどりの将来像図」については、以下のとおり時点更新を行いました。



現行計画書からの主な時点更新箇所

番号	更新内容	更新理由
①	名称変更：中央公園から平和中央公園へ	公園のリニューアル
②	名称変更：くりはまみんなの公園から久里浜1丁目公園へ 拠点の追加：久里浜1丁目公園を交流拠点とする (旧くりはまみんなの公園を自然の拠点から削除し、交流拠点のみとする。)	
③	名称変更：かがみ田谷戸から野比かがみ田緑地へ	都市公園化
④	名称変更：長坂5丁目市民緑地(沢山池の里山)から(沢山池の里山)へ	市民緑地から都市公園化(予定地)
⑤	拠点の追加：夏島公園を交流拠点とする	交流視点としての新規位置付け
⑥	拠点の追加：馬堀自然教育園を交流拠点とする	
⑦	拠点の追加：千代ヶ崎砲台跡を交流拠点とする	公開開始、交流視点としての新規位置付け
⑧	拠点の追加：走水水源地公園を交流拠点とする	都市公園化、交流視点としての新規位置付け
⑨	拠点の追加：久里浜1丁目第2公園を交流拠点とする	交流視点としての新規位置付け
⑩	拠点の追加：平和中央公園を自然拠点とする	公園のリニューアル
⑪	拠点の追加：走水水源地公園を自然拠点とする	都市公園化、自然視点としての新規位置付け
⑫	拠点の追加：長井海の手公園(ソレイユの丘)を自然拠点とする	自然視点としての新規位置付け
⑬	拠点の変更：富浦公園を交流拠点から自然拠点へ変更する	現況より位置付けの変更

3 みどりの将来像の実現に向けた目標

一部更新

《現行計画書 P.49～50 第Ⅲ章3:公園の管理視点の目標の追加及び時点更新》

中間見直しでは、みどりの将来像の実現に向けた目標の各項目について見直し、主に都市公園に関する事項を更新及び追加しました。

みんなの力で

「みどりの量を維持・向上させるとともに質を高めます」

↑変更なし 《現行計画書 P.49 第Ⅲ章3:本市が目指していくべき「みどり」の目標に変更なし(参考記載)》

中間見直し後も、みどりの将来像、「多様なみどりが身近に存在し、それらがネットワークされた『みどりの中の都市』」の実現に向け、本市が目指していくべき「みどり」における目標を、上記のとおりとします。

みどりの量の維持・向上により、みどりが私たちの豊かな暮らしに大きく貢献するとともに、地球温暖化対策や生物多様性の確保に寄与することができます。そして、質の高いみどりとは、量だけで計ることのできない、みどりの持つ機能などを、より効果的により良い状態にしていくことです。

また、みどりは安全に、かつ誰もが親しめる状態に保つことにより価値が高まり、その結果として、本市の都市イメージを向上させ、市外からの観光や集客、定住人口の増加など、都市の価値を高めることにも寄与すると考えます。

(1) みどりの量の維持・向上

◇緑被率(約54.5%)の維持・向上を目指します。

↑一部更新 《数値目標である緑被率を、平成27年度の最新値に更新》

◇近郊緑地保全区域(2地区:約1,012.0ha)及び風致地区(5地区:1,355.7ha)を維持し、みどり豊かなまちづくりを目指します。

◇都市公園面積(約571ha)を維持していくとともに、適切な配置を目指します。

↑一部更新 《数値目標である都市公園面積を最新の令和2年度末の値に更新及び市民一人当たりの公園面積の取扱を削除》

みどりの量を表す数値には様々な捉え方があります。

そこで「誰にでもわかりやすく、地球環境問題などの直面する課題に対応する」という視点から、「樹木や草地など植物で覆われた土地(樹林地、草地、田畑など)の面積」を「緑被率」として本市におけるみどりの全体量を表す指標としました。

本市の緑被率は54.5%(H27年度調査:54.5%、H22年度調査:53.8%)で、市民生活に必要な都市施設の整備や、市民の生命・財産を守るための急傾斜地崩壊危険区域における防災工事の施工などにより、今後も減少する可能性があります。

そこで当面は、市民・事業者・行政等が協力しながら、今あるみどりを守り、つくることで、減少するみどりの量を抑え、維持していくことが求められます。

そして将来的には、人口減少等に伴う市街化区域の谷戸地域の低密度化に対応したみどりの再生などにより、緑被率の向上を目指すことが求められます。

また、近郊緑地保全区域などの一定の制限が掛かる地域制緑地を適切に保全し、維持することにより、本市の地形的特徴である骨格となる丘陵のみどりなどを守りながら活かし、みどり豊かなまちづくりを目指します。

＜以下、都市公園について更新＞

なお、本市の市民一人当たりの公園面積は 14.67 m²/人（令和2年3月31日時点）で、県内の自治体の中では特に整備が進んでいると言えます。これは過去に市内各所に存在し、一般の人々が立ち入ることができなかった旧軍施設(国有地)の多くが譲与され、都市公園として整備し市民の健康や憩いの場として活用してきたことと、近郊緑地特別保全地区や市街化区域内において買い取りや寄附によって市有地となった樹林地を都市公園として位置付け、緑地保全事業を進めてきたことの成果と捉えています。

これらの都市公園について、今後も市民に親しまれるとともに、集客性と魅力あるまちづくりに寄与し続けられるよう、市民・利用者・その他の意見を参考にしながら、必要に応じて機能や施設の配置について検討し、市民ニーズに応えられる公園の整備及び改修等に努めます。

また、その際には、都市公園に関する現状から基本方針等を体系的にまとめて記載した「都市公園の整備・管理の方針（令和4年（2022年）3月）」に基づき、取り組みます。

＜参考＞一人当たりの都市公園面積について（H30 都市公園法運用指針より抜粋）

良好な都市環境を形成するために、長期的な観点に立って都市公園を計画的に整備し、適切に管理していくに当たっては、都市公園がどの程度確保されれば満足すべき生活環境となるかを定量的に明らかにする必要がある。このため、施行令第1条の2においては、市町村の全区域及び市街地における住民一人当たりの都市公園面積の標準について、それぞれ「10 m²以上」、「5 m²以上」を参酌すべき基準として定めている。この住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準 10 m²という値については、あくまでも現実性を踏まえた途中段階の目標値としての性格を有しており、10 m²を達成しても豊かさや潤いを実感できる国民生活を実現するためには、さらに整備を推進する必要があることから 10 m²以上としているものである。

（2）みどりの質を高める

- ◇目に見える「みどり」を増やします。
- ◇より身近に親しめる「みどり」を増やします。
- ◇多様な生物が生息・生育・繁殖できる場の再生を目指します。
- ◇特定外来生物等の排除を目指します。
- ◇市民のニーズに合った都市公園の整備・管理を推進します。
- ◇官民連携による都市公園の積極的な活用を推進します。

←新規

←新規

《公園の管理の視点を加えた
目標を新規追加》

みどりの質とは、みどりの持つ機能や役割を発揮させることで得られる効果のことで、単に数値だけで計ることができません。みどりをより良くしていくための個別目標の実現や様々な取組（=施策の展開）により、その機能や役割を発揮させ、より良い状態が保たれていくことで「質の向上」が図られます。

道路面等に植栽することや街路樹を適切に維持管理していくこと（目に見える「みどり」を増やすこと）により、道路を利用する人にとって心の安らぎが得られたり、都市景観の向上が図られたりするなど、投資効果の高いみどりになると考えられます。

都市公園等は、これまでも比較的みどりの少ない街なかでも多くの市民にみどりに親しむ場を提供してきました。今後は、より多くの人々が、さらにみどりを身近に親しめるような場の確保や機会を提供していくことが求められます。

魅力ある良質なみどりは、「住み続けたいまち」として、また市外からの観光や集客の効果があり、「定住人口」や「交流人口」増加など、本市の持続的発展には欠かせない「価値のあるみどり」となると考えられます。

外来種は、生息分布を拡大しながら、その土地に従前から存在していた生物（在来種）を駆逐し、生態系を破壊したり、農作物被害や生活被害をもたらすなど、様々な悪影響を与えます。特に、特定外来生物（クリハラリス（タイワンリス）、アライグマ、オオキンケイギク等）は、すでに本市でも多くの被害や生育が確認されていることから、排除していくための施策を展開していくとともに、今後は、その他の外来生物の動向にも注意が必要です。

また、谷戸田などの里山的環境が多くあった時代は、本市にも三浦半島の豊かな自然環境を示す多種の生物が生息していました。しかし、近代化に伴う都市化と生活様式の変化に伴って、そうした場は荒廃するとともに、みどりの質が低下しました。

そこで今後は、それらの荒廃した場を自然豊かなみどりとなるよう、市民と行政等の協力により、再生に取り組みます。それにより、人々が身近に自然環境とふれあい、いきいきとした豊かな暮らしに大きく貢献することができます。

なお、樹林地等のみどりは、これまで量を確保していくことに比重が置かれていましたが、近年の気候変動による集中豪雨などの極端気象等に対応するため、今後は量だけでなく、防災性や安全性を重視していく必要があります。さらに、子どもから高齢者等の誰もが親しめるみどりとしていくためには、そのみどりの安全性の確保も大切です。

こうしたみどりの安全性の向上も、質を高める視点として重要な要素です。

＜以下、都市公園に関する事項を追加＞

本市ではこれまで、全国に先駆け公園のPFI事業を進めたことや、その後もプロ野球球団やプロサッカーチームとの連携やPark-PFIの実施等の官民連携事業にも取り組んでおり、公園行政において先進的な自治体であると認識しています。

今後もこうした官民連携をさらに進め、市民のニーズに応じた都市公園の整備や管理とともに、活用も促進します。なお、その際には、パークマネジメント*の視点を取り入れます。また、これらを通して、地域の活性化や地域コミュニティの促進など市民に有益な公園であるとともに、気候変動時代や感染症の拡大時においても安全で安心できるような公園の管理・運営に引き続き取り組んでいきます。

*パークマネジメントの詳細については、第Ⅲ章（P.55）または資料編（P.112）参照。



10 環境



「自分ごと」の意識が未来を守るまち

持続可能な社会を実現するために大切なことは、一人ひとりが日常の生活において、環境にかかわることを「自分ごと」として考えることです。

この意識の醸成により、横須賀が誇る豊かな自然環境と、快適な生活環境を将来の世代に引き継いでいきます。

1 自然環境は横須賀の財産である

恵まれた自然環境が身近にあることは、横須賀の大きな魅力です。

リモートワークが当たり前となった今、その価値は更に高まりを見せています。

このかけがえのない自然環境は、将来の世代に引き継いでいかなければなりません。

この考えのもと、自然環境の保全、創出に取り組んでいきます。

2 脱炭素型社会への移行を目指す

地球温暖化は世界の大きな課題であり、それにより引き起こされる気候変動は、人々の生活、そして生態系を脅かすもので、みんなの意識を一つにして対策に取り組む必要があります。2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指し、市民・市民団体・事業者と連携し、横須賀一体で地球温暖化対策に取り組んでいきます。

3 できることから行動する

環境問題を「自分ごと」として考えると、自分の生活の中でもできることが見えてきます。食品ロスや毎日のごみを減らす、リサイクルを推進する、エネルギーを節約する、自然を大切にするといった心を持つこと。

一つひとつは、小さなことでも、その積み重ねこそ持続可能なまちの未来への切符です。このような身近な取り組みの推進は、社会の創り手の育成にもつながります。

1 次世代に残すべき自然環境の保全と活用

- ① 海やみどりの豊かな自然環境を将来の世代に引き継ぐため、身近な自然環境を保全・創出・再生します。
- ② 保水力など自然がもつ、さまざまな機能を活用するグリーンインフラの考え方を、まちづくりに生かします。



里山での親子田んぼ体験

2 地球温暖化への対策と気候変動への適応

- ① 家庭や事業所などで再生可能エネルギーの使用や、省エネルギーに取り組むことを促し、みんなで、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量の削減に取り組みます。
- ② 二酸化炭素を吸収するグリーンカーボンやブルーカーボンとして、森林や海藻類等の保全・創出・再生・活用する取り組みを進めます。
- ③ 温暖化による気温上昇、ゲリラ豪雨、生態系の破壊など、環境の変化から生じる影響に適応するための取り組みを進めます。



3 循環型社会の形成ときれいで暮らしやすいまちの推進

- ① 廃棄物の減量化、資源化、適切な処理を行い、「3R+1」を推進することで、環境への負荷を軽減する循環型社会の実現を目指します。
- ② 横須賀に住んでいる人、訪れた人が「きれいなまち」と思えるよう、美化の取り組みを進めます。
- ③ 大気、水質、土壌などの生活環境を保全し、安心して暮らし続けられる、住み良いまちを目指します。



クリーンよこすかの活動

4 環境教育・環境学習の推進

- ① あらゆる人が環境への関心をもち、「自分ごと」として考え、行動し、一人ひとりが持続可能な社会の担い手となるよう、教育機関等と連携した、環境に関する学びの機会・場づくりや、情報発信に取り組みます。



猿島での自然観察

5 公園の整備・活用

- ① 健康、防災、集客、自然環境の保全など、地域にとってどのような公園の機能が必要であるかを見極め、整備、活用を進めます。



ソレイユの丘リニューアルイメージ

主な実施計画事業:

- ・里山的环境保全・活用事業
- ・公共施設再生可能エネルギー化推進事業
- ・ブルーカーボン事業
- ・クリーンよこすか推進事業
- ・生ごみ減量化推進事業
- ・ゼロカーボンアクションポイント事業
- ・身近な自然の保全とふれあい推進事業
- ・公園リニューアル事業

関連する主な分野別計画:

- ・環境基本計画2030
- ・ゼロカーボンシティよこすか2050アクションプラン
- ・みどりの基本計画
- ・一般廃棄物(ごみ)処理基本計画
- ・生活排水処理基本計画